

広 社 介 第 4 8 号
平成18年11月13日

広島市監査委員 様

広島市長 秋 葉 忠 利
(社会局介護保険課)



平成16年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への対応
結果について (通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので報告します。



平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象	高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理
項 目	第3 介護保険事業（4 保険料減免措置の実施状況）
	主管課 社会局 介護保険課

意 見 の 要 旨

ア 保険料未納者に対する減免制度の利用促進への関与の在り方について
未納保険料の回収には被保険者の理解を得ることが必要である。

介護保険料は賦課（減免）を区の健康長寿課、徴収を区の保険年金課が行っていることから、区の保険年金課担当者においても減免制度等についての正確な知識を持った上で、区の健康長寿課担当者と緊密な連携をとり、保険料未納者に対する減免制度の利用促進へ関与し、未納者のうち減免が承認された者については、減免後の軽減された保険料を納めていただくことで、収納率の向上を図ることが望ましい。

対 応 結 果

保険料の納付については、被保険者の理解を得ることが肝要であるため、被保険者全員に、4月と8月の年2回、納入通知書を送付する際、減免制度を含めた保険料のしくみを説明するリーフレットを同封し、周知徹底を図っている。

さらに、生活困窮により減免を受けている方に対しては、引き続き減免申請の円滑な手続をしていただくため、翌年4月に減免申請書等を送付し、減免を申請するよう勧奨を行っている。

また、関係職員への制度の理解を深めていく必要があることから、保険料徴収事務を担当している区保険年金課の職員や収納嘱託員に対しては、毎年度、減免制度を含めた介護保険制度についての研修を行っている。

さらに、区健康長寿課と保険年金課がより緊密に連携し、減免制度の利用促進が図られるよう、両課合同で、減免制度を含めた介護保険制度についての研修会を随時実施した。

これらの区保険年金課の職員への研修は、今後とも引き続き行うことにした。

以上のことにより、保険料の減免制度の適正な運用を図ることにした。

平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象	高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理
項 目	第3 介護保険事業（4 保険料減免措置の実施状況）
	主管課 社会局 介護保険課

意 見 の 要 旨

イ 減免制度について

保険料の所得段階が第2段階に区分される範囲の被保険者が、制度上、収入のない者から年額約266万円（年金のみの収入で換算）の者まで属することになるため、第1段階の生活保護受給者より収入の低い者が第2段階に属することになってしまうことから、第2段階を対象とした低所得者減免を実施しているが、減免制度を考えるに当たっては、現行の第2段階を対象とした低所得者の減免とは別に、資産の状況も勘案する、あるいは、他の段階を含めて減免できるようなきめ細かな制度設計が可能かどうか検討する余地がある。

対 応 結 果

保険料は所得に応じ段階設定することとなっている。また、保険料の減免について、国は、一般財源により補填することは適当ではないという原則を示しているため、減免財源は保険料額に上乗せをして賄うことになる。

このことを踏まえ、第3期の介護保険事業計画の改定に合わせ、資産の状況を考慮することや、第2段階以外の所得段階の方を減免対象とすることを含め総合的に検討した結果、第2段階を細分化し、負担能力の低い層にはより低い保険料率を設定するとともに、所得段階を5段階から8段階へ変更し、課税層の所得段階を多段階化するなど、よりきめ細かな対応が出来るよう、保険料の設定について見直しを行った。

平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理
 項 目 第3 介護保険事業（5 福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給事業の実施状況）

主管課 社会局 介護保険課

意見の要旨

ア 申請書作成者の真実性の担保について

住宅改修費支給事業について、住宅改修が必要な理由書は原則として介護支援専門員が記載することになっているが、資格証の提示、押印等を求めている。

申請書作成者の真実性を担保するため、資格証の提示を求める等が有効である。

福祉用具購入費支給事業について、福祉用具が必要な理由の記載は介護支援専門員という限定がないため、パンフレットにおいて介護支援専門員の記載を推奨するにとどめている。

このため、パンフレットへの記載に加えて、申請書にも介護支援専門員の記載を推奨するようにして、より一層介護支援専門員による理由の記載を推奨することが望ましい。

対応結果

住宅改修費の支給申請に当たっては、福祉住環境コーディネーター（2級以上）又は増改築相談員について、区職員が資格証の提示を求め確認しており、同様に、介護支援専門員についても、資格証を確認することにした。

また、福祉用具購入費の支給申請に当たっては、被保険者の申請手続の軽減などの観点から、申請書にも、被保険者の状況を把握している介護支援専門員に記入を依頼されることをすすめる旨、明記した。

平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理
 項 目 第3 介護保険事業（5 福祉用具購入費支給及び住宅改修費支給事業の実施状況）

主管課 社会局 介護保険課

意見の要旨

イ 福祉用具購入費支給事業において同一の種目の福祉用具を購入する場合の区役所でのチェックについて

同一年度に同一の種目の福祉用具を購入する場合には、破損等によるものかどうかの理由の記載が必要とされているが、年度が異なる場合には理由の把握を求められていない。

介護保険システムに重複申請の理由を入力することや、申請書に申請時に聴取した重複申請理由を明確に記載することなどにより、申請の理由を把握し、制度を適切に運用することが望ましい。

対応結果

同一用途の福祉用具の購入については、同一年度内の購入は特別の事情がある場合に限られているが、年度を越えての購入は制限されていない。

しかし、介護給付の適正化を進める観点から、年度を越えて同一種目の福祉用具を重複購入する場合、その必要性を確認するため、申請書に重複して購入する理由を記載することとした。

平成16年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理
項 目 第3 介護保険事業（6 介護保険請求と医療保険請求の重複請求にかかるチェックの実施状況）

主管課 社会局 介護保険課

意見の要旨

重複請求防止のため、現在行っている介護保険と医療保険との月単位での突合処理は、介護給付と医療給付の請求日数の合計数が1か月の日数を超えるかどうかにより判定しており、日単位での突合処理が行えないシステムとなっている。

このため、これを判別できるように、国保連に必要なチェックリストの作成を要望することが望ましい。

対応結果

介護保険と医療保険の請求について、日単位での確認が可能となるようなシステム改修を行うよう、平成17年3月に広島県国民健康保険団体連合会に対し要望した。その際、全国共通で対応しているシステムの改修や、請求方法の変更等を伴うため、保険者においても国に働きかけてほしい旨の回答があった。

そのため、平成17年8月及び平成18年8月に他の政令指定都市とともに、国（厚生労働省）に対し、国保連合会のシステム改修等を支援等するよう要望した。